福山市公告第１２２０号

鞆の浦観光看板整備業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

２０２６年（令和８年）１１月１９日

福山市長　枝　広　直　幹

１　業務概要

(1) 業務名

鞆の浦観光看板整備業務

(2) 業務場所

福山市鞆町

(3) 業務内容

別紙「鞆の浦観光看板整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から２０２７年（令和９年）３月３１日（水）までの間とする。

２　委託費

委託費の上限は、６，５６１，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

３　参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。（福山市における納税義務のない者は申立書（様式3）を提出すること。）

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

４　評価基準・評価項目

別表「鞆の浦観光看板整備業務委託　評価基準・評価項目」のとおり。

5　受注候補者の特定

鞆の浦観光看板整備業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者１名、次順位者１名を特定する。

6　参加申込みの手続等

(1) 担当部局

〒７２０－８５０１　広島県福山市東桜町３番５号（本庁舎１２階）
福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課
電　話：０８４－９２８－１０４２（直通）
ＦＡＸ：０８４－９２８－１７３６
E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項　　目	日　　程
公告	２０２６年（令和８年）１１月１９日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年１１月３０日（月）午後５時まで
質問書の受付期間	公告の日から同年１１月２５日（水）午後５時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	同年１１月２６日（木） 回答は、福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年１１月３０日（月）午後５時まで
参加資格確認結果の通知	同年１２月１日（火）
企画提案書の受付期間	同年１２月１日（火）から同年１２月９日（水） 午後５時まで
プレゼンテーションの実施	同年１２月１１日（金）午後
選定結果の通知	同年１２月１４日（月）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア　配付期間

公告の日から２０２６年（令和８年）１１月３０日（月）まで（ただし、福山市の休日を定める条例第１条第１項に規定する市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時までとする。

イ　配付場所

(1)に同じ。

ウ　配付方法

(1)の場所で交付又は福山市ホームページ（https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/）に掲載

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

ア　参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

イ　参加申込書又は企画提案書の提出者が１者のみの場合は、当該１者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

7　契約の締結

(1)　本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2)　市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8　失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) ２の委託費を超えた見積書を提出した場合

(3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(5) その他市の指示に違反する場合

9　その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。